

④ 政策目標 5-2：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

当該目標は「新成長戦略」や「包括的経済連携に関する基本方針」等に取り上げられており、世界の成長力を自らの成長に取り込み、また、我が国が世界経済に貢献していくために、今後重点的に進めるべき目標であることから「重点目標」として設定しています。

我が国経済の成長・発展基盤の再構築と世界経済の持続的発展のため、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉に引き続き積極的に取り組むとともに、「包括的経済連携に関する基本方針」に沿って、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流からみて遜色のない高いレベルの経済連携を積極的に推進していきます。

また、貿易ビジネス環境の改善を通じて我が国企業の国際競争力の強化を図り、ASEAN（東南アジア諸国連合）を中心とするアジアに切れ目のない市場を創出し、成長著しいアジア諸国の需要を取り込むことなどにより、我が国経済の成長力を強化していく観点から、ADB（アジア開発銀行）、JICA（国際協力機構）、及びWCO（世界税関機構）との連携を戦略的支柱にした「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想の実現により、貿易円滑化を積極的に推進し、具体的な成果を追及していきます。

さらに、現在、WCO等の国際機関をはじめ、日中韓の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化等を図ることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者利便の向上、社会悪物品の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

貿易大国である我が国としては、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びEPA等において、税関分野における手続等の国際的調和の推進に積極的に取り組みます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第183回国会 総理大臣施政方針演説

包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月9日閣議決定）

日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）

知的財産推進計画2012（平成24年5月29日知的財産戦略本部決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

業績目標 5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

4. 平成24年度の事務運営の報告

④ 業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

[平成24年度実施計画]

① WTOにおける取組

WTOドーハ・ラウンド交渉は、関税引下げ等の貿易自由化に加え、貿易円滑化や不当廉売関税（アンチダンピング税）等の貿易規則の明確化・拡充をも対象とするものであり、貿易自由化を通じた経済の活性化にとって重要な意義を持っています。

平成23年11月のG20カンヌ・サミットやAPEC閣僚会議・首脳会議で、ドーハ・ラウンド交渉を進めるために、斬新で信頼性のあるアプローチを追求するとのコミットメントが確認されました。平成23年12月のWTO第8回閣僚会議の議長声明では、近い将来に交渉の全ての要素が同時に妥結する可能性は低いことを率直に認めつつも、交渉を諦めることなく、先行合意等のこれ

までと異なる交渉アプローチを探求することとされました。

財務省は、多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しつつ、同交渉に積極的に取り組んでいきます。また、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

② E P Aにおける取組

アジア・太平洋の増大する需要を始めとするグローバル需要の取り込みは、我が国が経済成長を維持・増進していくためにも不可欠であり、世界の成長力を自らの成長に取り込み、また我が国が世界経済に貢献していくためには、我が国が率先して高いレベルの経済連携を進め、新たな貿易・投資ルールを形式を主導していくことが重要です。こうした観点から、平成22年11月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」及び平成23年12月に閣議決定された「日本再生の基本戦略」等に沿って、我が国として主要な貿易相手を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めていくこととしています。

アジア太平洋地域においては、日韓・日豪のE P A交渉を推進し、日中韓、日カナダ、日モンゴル、ASEAN+3、ASEAN+6といった経済連携の早期交渉開始等を目指します。

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定については、交渉参加に向けた関係国との協議を行い、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、TPPについて結論を得ていくこととしております。

（注）TPP協定交渉には、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの9カ国が参加している。

アジア太平洋地域以外では、日EU等の早期交渉開始を目指します。また、現在交渉中のGCC（湾岸協力理事会）との交渉の促進に努めることとしています。

なお、平成23年度には、インド（平成23年8月）及びペルー（平成24年3月）との間のE P Aが発行しました。

財務省は、関税政策・税関行政を所管する立場から、関係省庁との連携を密にし、こうした具体的取組を推進していきます。

〔事務運営の報告〕

平成13年に開始されたWTOドーハ・ラウンド交渉は、平成23年4月以降、全体としては停滞しています。こうした状況で、財務省が主に交渉を担当する貿易円滑化分野については、ドーハ・ラウンドにおいて唯一全加盟国による交渉が継続している分野となっており、財務省は同交渉に積極的に取り組みました。今後、交渉が妥結しWTO貿易円滑化協定が発効することになれば、これまでWTOルールになかった貿易円滑化分野でもWTOの紛争解決制度による制裁発動が可能となり、この分野の規律の強化が見込まれます。

また、WTOドーハ・ラウンド交渉が全体として膠着状況が続く一方、主要先進国・新興国間のFTA・E P Aは広がっていく状況にあり、我が国においては以下のような進展がありました。

- 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、平成25年3月15日、安倍総理が交渉参加の意思を正式に表明しました。
- 日EU・E P Aについては、平成25年3月25日に安倍総理とファン＝ロンパイ欧州理事会議長、バローゾ欧州委員会委員長との間で日EU電話首脳会談が行われ、4月の交渉開始を正式表明し、同月、第1回交渉会合を開催しました。
- RCEPについては、平成24年11月のASEAN関連首脳会議の機会に交渉開始を宣言し、平成25年5月、第1回交渉会合を開催しました。
- 日中韓FTAについては、平成24年11月に交渉開始を宣言し、平成25年3月、第1回交渉会合を開催しました。

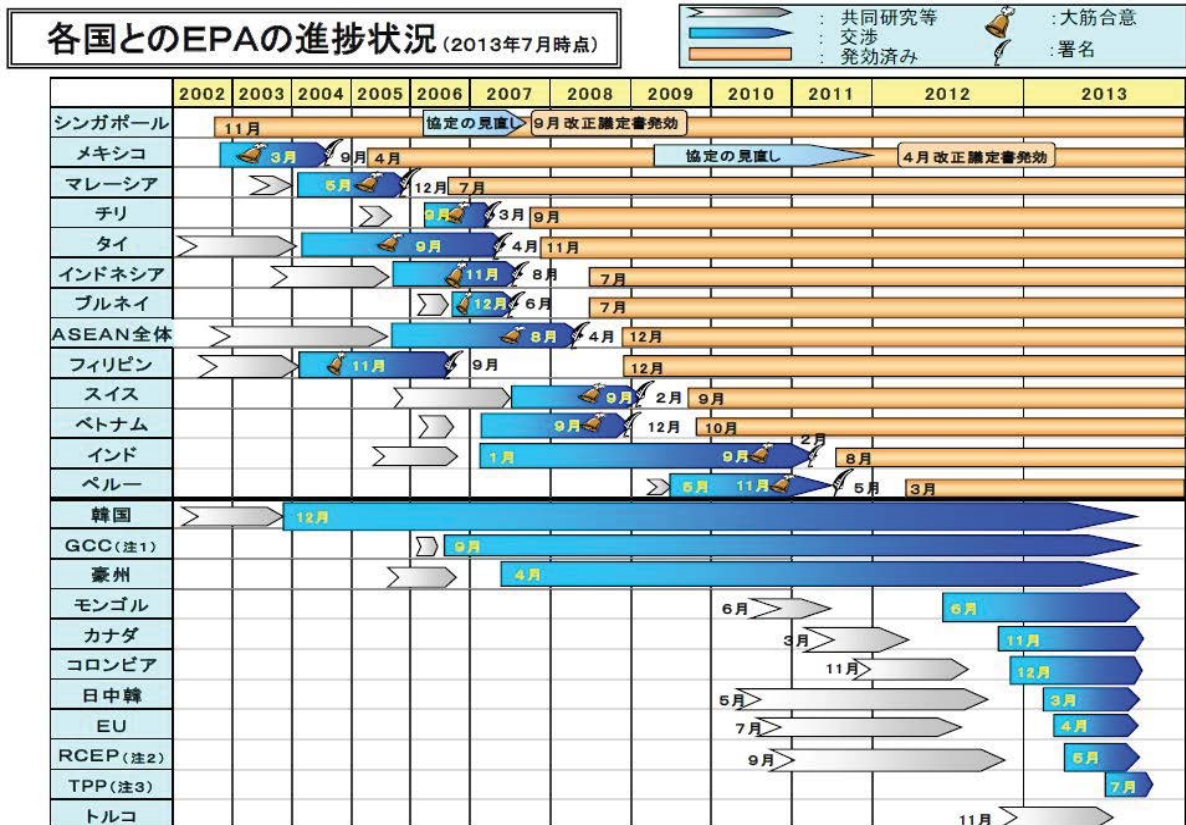
このほか、我が国はカナダ、コロンビア、モンゴルとE P A交渉を開始し、オーストラリア等とのE P A交渉も実施しています。更にトルコとの間で交渉開始に向けた官民共同

研究を実施しています。

今後仮にこれらの協定がすべて発効すれば、我が国の貿易量の84.6%がEPA・FTA協定の対象となります（現在の我が国のEPA締結国との貿易量は18.9%）。

財務省は、主に関税制度や税関行政を所管する立場から、EPA共同議長4省の一角として交渉に参加していますが、以上の通り平成24年度は、EPA交渉がこれまでに大きく進展した年であり、こうした政府全体の取組に積極的に貢献しました。

（参考）各国との経済連携の進捗状況（平成25年5月現在）



（注1）GCC（湾岸協力理事会） アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン

（注2）RCEP（東アジア地域包括的経済連携） ASEAN+3（ASEAN10か国+日中韓）とASEAN+6（ASEAN10か国+日中韓豪NZ印）が、ASEAN側の提案でRCEPと呼称を改めたもの。

（注3）TPP（環太平洋パートナーシップ協定） 2006年に発効したP4協定（環太平洋戦略的経済連携協定）加盟の4か国（シンガポール、ニュージーランド、チリ及びブルネイ）に加えて、米国、豪州、ペルー、ベトナムの8か国で2010年3月から交渉が開始され、現在はマレーシア、カナダ及びメキシコを加えた11か国が交渉に参加している。

（出所）関税局参事官室（国際調査担当）・経済連携室調

④ 業績目標 5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

[平成24年度実施計画]

① 「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想に関する取組

我が国経済の成長力を強化していく観点から、我が国との経済関係の深いASEAN諸国等に重点を置いて、相手国における貿易ビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。

こうした観点から、平成23年4月には、「貿易円滑化に関する日ASEAN関税局長・長官会合」を開催し、「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想を提案しました。同構想を踏まえ、同年10月から11月にかけて、財務省関税局は、ADB、JICA（国際協力機構）及びWCOの4者とASEAN各国の税関との間で、貿易円滑化の目標、スケジュール、及び国ごとの支援策について、相手国との間で合意するに至りました。今後とも、具体的な成果を追求するとともに、成果について事後的に検証していきます。

また、平成23年7月には、今後2年程度をかけて我が国のNACCSをベースにした新システ

ムをベトナムに導入することで基本的な合意に達しました。導入にあたっては、ベトナムが日本の優れた技術を活用した通関システムを構築するよう積極的に関与していくとともに、同システムが実現する貿易手続の所要時間短縮や貿易コストの縮減等を通して貿易円滑化を着実に推進していきます。

② 地域協力の枠組みにおける取組

我が国とアジア太平洋地域との間の地域協力であるAPEC、さらに我が国を含むアジア地域とヨーロッパとの間の地域協力であるASEM等の枠組みについても、貿易円滑化に関する上述の我が国の構想などを推進する観点から積極的に活用します。

APECについては、平成22年9月に東京で開催されたAPEC関税局長・長官会合において、今後APECの税関当局が推進すべき項目として合意されたAEO（認定事業者）制度構築支援と相互承認の推進、②シングルウィンドウの構築、③知的財産侵害物品の水際取締り強化等8項目の着実な実行を通じ、アジア太平洋地域における貿易円滑化を推進しています。

平成24年度のAPECにおける我が国の具体的な取組としては、APEC域内における知的財産侵害物品の水際取締りの強化、AEO制度の構築、及びシングルウィンドウの開発に向けたキャパシティビルディング（途上国の能力構築）支援の実施を通じ、貿易円滑化等の実現に向けて積極的に貢献してまいります。

ASEMでは、平成23年10月にホアヒン（タイ）で開催されたASEM関税局長・長官会合において承認されたASEM貿易円滑化行動計画（平成24年―平成26年）に基づき、貿易円滑化の促進に引き続き貢献していくとともに、ASEMがアジアと欧州の間の比較的多数の国が参加する地域協力の枠組みであることを踏まえ、我が国の立場が反映されるための枠組みとして活用してまいります。

日本、中国、韓国の3か国間の地域協力の枠組みにおいては、平成23年11月の第4回日中韓3か国関税局長・長官会議において策定された「日中韓3か国税関の協力に係る改定行動計画」に基づき、3か国税関当局の協力強化の取組が進められています。今後とも、貿易の安全確保と円滑化という各国共通の目標に向け、良好な協力関係を維持するとともに、行動計画を着実に実施するよう取り組んでいきます。

③ WCO等国际機関等における取組

WCOでの貿易の円滑化・安全確保の取組において、我が国は「基準の枠組み（国際貿易の暗黙確保及び円滑化のための基準の枠組み）」（平成17年6月採択）や「改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）」（平成18年2月発効）等の各国における着実な実施を推進し、税関分野における手続等の国際的調和・簡素化に向けた各種取組に積極的に貢献しています。これらの取組を通じ、我が国の国際競争力の強化、及び我が国経済の成長に資する内容が国際標準として反映されるよう取り組むことを基本方針とします。更に、WCOにおいて推進されている水際取締りに係る国際協力にも積極的に関与し、我が国社会の安全・安心の確保にも貢献していきます。

④ EPAにおける税関協力等に関する取組

EPAの交渉分野には、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等が含まれており、今後のEPA交渉においても、同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

⑤ 税関当局間の情報交換等に関する取組

不正薬物等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化の取組を含む税関当局間の協力関係を強化することを定めた政府間協定・税関当局間取決（税関相互支援協定）を締結しています。

[事務運営の報告]

① 「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想に関する取組

関税局が中心となり、ADB、JICA、WCOの3者及びASEAN各国税関との協議を行い、国別・分野別に重点分野を特定し、今後概ね3年間の支援内容・支援主体を規定した支援計画を策定し、ASEAN各国の税関の発展段階に応じて関税技術協力（関税評価や関税分類といった基礎的な関税分野を中心とした、途上国に対するキャパ

シティビルディング)を実施してまいりました。また、その成果について事後的に評価を行い、各国の貿易円滑化に係るニーズ等を把握し、次年度以降の支援計画の策定に反映させました。

ベトナム税関の近代化のための通関手続の電子化等を目的とした、我が国のNACCSをベースにした新システムのベトナムへの導入については、平成24年3月に両国政府間で無償資金協力案件として合意に達したことから、ベトナムが日本の優れた技術を活用した通関システムを2年間で構築するよう1年目は予定通り詳細仕様確定作業への支援を実施する等、貿易円滑化に向けた取組を実施しました。

さらに、日本企業がASEAN諸国等を中心にサプライチェーンを高度化・複雑化させている現状を踏まえ、今後も関税技術協力により、我が国と経済的関係性の深い、ベトナムを含む、ASEAN諸国について、貿易手続の改善を通して相手国における貿易ビジネス環境の改善に積極的に関与してまいります。

② 地域協力の枠組みにおける取組

APECにおいては、域内の能力構築を目指した取組として、シングルウィンドウ構築、AEO制度構築のワークショップを開催しました。また、知的財産侵害物品の水際取締強化を狙ったワークショップ開催に向けた活動を継続しており、これらの取組を通じてアジア太平洋地域における貿易円滑化の推進に貢献しました。

ASEMにおいては、関税局長・長官会合で合意された7つの優先分野のうち、我が国はAEO制度構築・実施支援の分野でアジア側のリード国を務める等、税関手続の調和・簡素化をはじめとした、手続・執行面におけるアジア・欧州間の税関協力促進に積極的に貢献しました。

日中韓の税関協力の枠組みにおいては、貿易の安全確保と円滑化という各国共通の目標に向け、「日中韓3か国税関の協力に係る改定行動計画」を着実に実施するよう取り組みました。

③ WCO等国际機関等における取組

WCOにおいては、我が国が積極的に関与してきている「基準の枠組み(国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み)」の実施を推進するため、途上国を対象とした技術協力プログラム等を継続的に実施しました。また、「改正京都規約(税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約)」への加入促進のため、国際会議等の場で、未加入国に対し働きかけを行いました。さらに、税関手続等の国際的調和・簡素化に向けた各種取組において、我が国企業の国際競争力を高め、我が国経済の成長力を強化していく観点から、国際標準に関する議論に積極的に参加しました。

平成24年12月にWCOの政策全般を検討する政策委員会が京都で開かれ、税関が世界経済に積極的に貢献するための方策につき議論が行われました。その結果、税関当局として貿易円滑化の推進を通じた経済成長への取組を進めることとされました。また、国際開発金融機関(MDBs)の日本基金を通じた途上国税関当局へのキャパシティビルディングを今後より一層拡大していくこととなりました。

また、地域的取組として、タイに所在するROCB A/P（WCOキャパシティ・ビルディング・アジア大洋州地域事務所）と連携して、我が国は地域の支援ニーズの把握、支援案件の形成・調整・実施といった、WCOがアジア大洋州地域で行うキャパビル活動に貢献しております。

知的財産侵害物品の水際取締りについては、WCOの模倣品・海賊版部会における議論に参加した他、日中韓での意見交換を進める等、国際的な協調を進めました。また、「ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）」については、平成23年10月の署名式会合（東京）等を経て、現在、関係各国において発効に向けた手続が行われております。

WTOドーハ・ラウンドの貿易円滑化交渉においては、平成21年12月に条文提案を統合した統合テキスト案が策定されて以降は、統合テキスト中、意見の収斂に至っていない文言に付されている括弧書き（ブラケット）を減らすべく議論が行われてきました。財務省は、交渉会合等に積極的に参加し、メンバー主導によるテキストの改訂に貢献しております。

④ E P Aにおける税関協力等に関する取組

交渉中のE P Aにおいて税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力を推進するための規定を盛り込むよう積極的に取り組みました。

⑤ 税関当局間の情報交換等に関する取組

不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国・地域の税関当局との間で関連する情報の交換に積極的に取り組みました。また、政府間協定・税関当局間取決め（税関相互支援協定）の締結にも積極的に取り組みました。また、E P A交渉中の国について、双方のニーズ・権限等を踏まえ、税関の相互支援に係る規定をE P Aに盛り込む取組も実施しました。

平成24年度においては、南アフリカとの間で税関相互支援に係る政府間協定を、フランスとの間で税関支援に係る税関当局間取決めをそれぞれ締結しました。

◎業績指標 5-2-1：税関相互支援協定等の締結数

（単位：国・地域）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
					目標値	実績値
締結数	18	20	21	22	増加	24

（出所）関税局参事官室（国際調査担当）調

（注1）各年度末における累計。

（注2）締結数には、税関相互支援協定及び税関相互支援協定と同様の規定が盛り込まれているE P A（署名済（未発効）のものを含む）を計上。

(参考) 税関相互支援協定等の現状 (平成25年4月現在)

発効済 (24か国・地域)	○EPA関連 (注1) (10か国) シンガポール (2002年11月)、マレーシア (2006年7月)、 タイ (2007年11月)、インドネシア (2008年7月)、 ブルネイ (2008年7月)、フィリピン (2008年12月)、 スイス (2009年9月)、ベトナム (2009年10月)、インド (2011年8月)、 ペルー (2012年3月) ○政府間協定 (8か国・地域) 米国 (1997年6月)、韓国 (2004年12月)、中国 (2006年4月)、 EC (2008年2月)、ロシア (2009年5月)、オランダ (2010年3月)、イ タリア (2012年4月)、南アフリカ (2012年7月) ○税関当局間取決め (6か国・地域) オーストラリア (2003年6月) (注2)、ニュージーランド (2004年4月)、 カナダ (2005年6月) (注2)、香港 (2008年1月)、マカオ (2008年9月)、 フランス (2012年6月)
交渉中 (5か国・地域)	○EPA関連 (注2) (1地域) GCC (湾岸協力会議) (2006年9月～) ○政府間協定 (4か国) スペイン (2010年7月～)、ドイツ (2010年2月～)、ブラジル (2011年 5月～)、ノルウェー (2012年7月)

(出所) 関税局参事官室 (国際調査担当) 調

(注1) EPAの条文の中に税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの。

(注2) EPAの条文の中に税関の相互支援に係る規定を盛り込む方向で交渉中。

政策目標に係る予算額 : 平成24年度予算額 : 119百万円 [23年度予算額 : 43百万円]

当該予算は、多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。平成24年度予算の主な増要因は、WCO政策委員会の日本開催に必要な経費の増によるものです。

5. 平成23年度政策評価結果の政策への反映状況

「4. 平成24年度の事務運営の報告」の記載のとおりです。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 我が国の貿易動向

総合目標 5 6. (4) (P114) 参照。

○参考指標 5-2-1：アジア諸国との貿易額・シェアの推移 (単位：兆円、%)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
貿易額	65.1	56.6	66.5	67.0	66.8
シェア	45.5	50.2	51.1	49.7	49.1

(出所) 財務省貿易統計 (貿易額については、<http://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/time.htm>参照)

(注1) 平成24年度の輸出額については確報値、輸入額については9桁速報値を使用。

(注2) 貿易額は、輸出額と輸入額の合計。

(注3) シェアは、「アジア貿易額/世界貿易額」で算出。

(2) 関税負担率の推移とその国際比較

総合目標 5 6. (5) (P114) 参照。

○参考指標 総5-4：関税負担率の推移とその国際比較 (P114に掲載)

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 企画立案に向けた提言

① 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しながら、ドーハ・ラウンド交渉に積極的に取り組みつつ、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

アジア・太平洋地域及び東アジア地域においては、TPP協定、RCEP、日中韓、日韓、日豪、日モンゴル、日カナダ、日コロンビア、といった経済連携交渉の推進を目指します。

欧州では、EUとの経済連携交渉に積極的に取り組みます。

財務省は、関税政策・税関行政を所管する立場から、関係省庁との連携を密にし、こうした具体的取組を推進していきます。

② 税関分野における貿易円滑化の推進

イ アジアにおける税関近代化・高度化支援の取組

日本企業がASEAN諸国等を中心にサプライチェーンを高度化・複雑化させている現状も踏まえ、キャパシティビルディング等により、我が国と経済的関係性の深い国における貿易手続の改善を通して相手国における貿易ビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。

また、ベトナムが日本の優れた技術を活用した通関システムを構築するよう積極的に関与していくとともに、同システムが実現する貿易手続の所要時間短縮や貿易コストの縮減等を通して、貿易円滑化を着実に推進していきます。

その他の国においても、今後とも、各国に進出している日本企業からの具体的な貿易円滑化ニーズなどを踏まえ、きめ細かな関税技術協力を実施しその成果を定期的に検証する方針です。

ロ 地域協力の枠組みにおける取組

APECやASEM等の枠組みを貿易円滑化などを推進する観点から積極的に活用します。

日中韓の3か国間の地域協力の枠組みにおいては、貿易の安全確保と円滑化という各国共通の目標に向け取り組んでいきます。

ハ WCO（世界税関機構）等国際機関等における取組

WCOにおいては、税関手続の国際的調和・簡素化を通じた貿易円滑化や国際貿易の安全確保の取組に積極的に貢献していくとともに、国際標準に関する議論に参加することにより、引き続き我が国企業の国際競争力の強化及び我が国経済の成長力強化を図っていきます。更に、WCOにおいて進められている不正薬物、知的財産侵害物品等の水際取締に係る国際協力の推進にも積極的に関与し、我が国社会の安全・安心の確保にも貢献していきます。

WTOドーハ・ラウンド交渉においては、貿易手続の透明性等の向上、簡素化・迅速化等を進めるため、実効性のあるルールの新設を目指し、積極的に貢献していきます。

ニ EPAにおける税関協力等に関する取組

貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等に関する規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

ホ 税関当局間の情報交換等に関する取組

不正薬物等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国・地域の税関当局との間で、関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化の取組を含む税関当局間の協力関係を強化することを定めた政府間協定・税関当局間取決め（税関相互支援協定）を締結しています。これまで、14か国・地域と締結しており、平成24年度においては、新たにノルウェーと交渉を開始しました。今後も、各国・地域との締結に向け努力していきます。

（2）平成26年度予算要求等への反映

世界経済の持続的な成長に資するため、WTOドーハ・ラウンド交渉やEPA交渉などを通じた多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進に必要な経費の確保に努めます。